

最高裁秘書第926号

令和6年4月15日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

旧姓使用を認められている裁判官の入事情報が最高裁判所裁判官会議議事録に掲載される場合、裁判官の姓として戸籍姓と旧姓のどちらが表示されているかが分かる文書

2 苦情の申出がされた日

2月7日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和6年度（最情）諮詢第2号

(2) 謝問日

4月8日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和6年4月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

旧姓使用を認められている裁判官の入事情報が最高裁判所裁判官会議議事録に掲載される場合、裁判官の姓として戸籍姓と旧姓のどちらが表示されているかが分かる文書

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、1月30日付け不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示申出に係る文書を作成する定めはなく、実際の事務においては平成29年7月3日付け最高裁人能第535号事務総長通達「裁判所職員の旧姓使用について」を参考にしながら運用しているところ、当該運用に関して本件開示申出に係る文書を作成する必要もないことから、同文書は作成していない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

よって、原判断は相当である。